(平成25年9月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発と人権擁護に寄与するため、岐阜人権擁護委員協議会各務原地区部会活動事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、岐阜人権擁護委員協議会各務原地区部会とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、補助事業者が行う次の事業とする。
 - (1) 人権啓発に関する事業
 - (2) 人権相談に関する事業
 - (3)委員の研修に関する事業
 - (4) その他人権の擁護及び自由人権思想の普及啓発に関する事業 (補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の範囲内の額とし、補助事業者に 所属する委員の数に10,000円を乗じて得た額を上限とする。

(補助金の経理等)

第5条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

- この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。 附 則(令和4年3月31日決裁)
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。